

Climate Techのインパクト評価・マネジメントに関する検討会 設置要綱

1 背景・目的

我が国は、パリ協定における1.5°C目標と整合的な形で、「2050年カーボンニュートラル」「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標を掲げており、気候変動対策の更なる加速が求められている。温室効果ガスの早期の大幅削減に向け、また、脱炭素型の経済社会への構造転換のためには、気候変動分野に公的資金のみならず、民間資金を大量に導入していくことが必要である。

スタートアップは半導体やワクチンなど歴史的に技術的ブレークスルーを生み出しており、スタートアップ、また、それに資金供給を行うベンチャーキャピタルファンドが気候変動分野において果たす役割はより大きくなることが期待される。近年、ベンチャーキャピタルファンドによる気候変動分野への投資額は増加しているものの、特に気候変動関連技術をソリューションとしたスタートアップ（Climate Tech スタートアップ）については、技術的な評価や最終的に企業の価値にも関係する可能性があると考えられる環境インパクトのポテンシャルについての評価が難しい、政策動向の注視が必要である等、実際に投資する際の課題が多くある。

上記背景を踏まえ、本検討会では、気候変動分野への投資を推進するため、投資家がClimate Tech スタートアップに投資する際の環境インパクトのポテンシャルを評価する際の手法確立に向けた検討を行い、手引きとして取りまとめることを目的とする。

2 議題

- Climate Tech スタートアップの環境インパクトを評価する際の手引き検討について

3 組織

- 検討会は、検討事項に関連する学識者・実務経験者等のうちから、環境省大臣官房環境経済課が参画を依頼する者をもって構成する。
- 検討会に座長を置く。座長は事務局が委員から指名する。
- 座長は検討会の議事運営に当たる。
- 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。
- 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- 検討会にはオブザーバーとして関係省庁の出席を認める。
- 事務局は、環境省大臣官房環境経済課及び環境省の委託先であるデロイト トーマツ コンサルティング合同会社により組織する。

4 公開等

- 会議は非公開とする。
- 会議の資料及び議事要旨については、会議の終了後、環境省ホームページにて公表する。
- 開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。

5 庶務

- 検討会の庶務は事務局にて行う。

以上